２０２５年１月
在香港日本国総領事館

一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）について
（家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方）

日本国内では、一般的に外国人家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の就労は認められていません。ただし、雇用主に随伴して短期間（９０日以内の滞在）日本で観光、個人的使用人としての活動（介護、ベビーシッターなど）等を行う場合は差し支えありません。

１ オンライン申請（eVISA）ができる方

香港又はマカオに居住している方が申請できます。

（注１） 一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオのＩＤカードをご提示いただきます。日本へ渡航中に香港又はマカオの滞在許可期限が到来する方は、在留期間延長手続を終えてから申請してください。

（注２） 日本への渡航中又は渡航前に雇用契約が終了する場合は認められません（香港、マカオへの再入国が確保されていることが必要です。）。

（注３） 渡航の際は、雇用主に同行する（同一フライトで出入国を行う）ことが必要です。
雇用主が事情により同行できない場合は、その同居する家族（配偶者等、ただし未成年者を除く）が同行することも可能です。

（注４） 申請人が日本査証申請センターのサイトからオンライン申請（eVISA）を行うことができます。
必要書類は**当案内**を参照してください。なお、申請手続き等の詳細は日本査証申請センターのサイトを参照してください。
【日本査証申請センターのサイト：https://visa.vfsglobal.com/hkg/ja/jpn/】
【日本査証申請センターの電話番号：(+852) 3167-7033】

（注５） **以下の場合はオンライン申請（eVISA）を受付いたしません**。申請人**本人**が日本査証申請センターで提出してください。
① いずれかの国で有罪判決を受けたり、国外追放されたことがある方
② 日本国籍と外国籍を有する方（重国籍者）
③ 船舶を利用して日本へ渡航する方（※ ただし、船便は日本発着の国際旅客定期船のうち釜山及び上海を発着する航路を除く）
④ 日本国査証（ビザ）の発給を拒否されたことがある方
⑤ アラブ首長国連邦、カタール、タイ及びブルネイ国籍の方

２ 必要書類

「一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）のための提出基本書類一覧表」を参照してください。

（注１） 提出いただく書類は、発行後３か月以内のものに限ります。

（注２） 原則として、審査は提出された書類により行われますが、基本の必要書類が揃っていない場合は、申請を受理されたとしても、必ず電子ビザが発給されるというものではありません。

（注３） 審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ基本の必要書類以外の追加書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。

３ 電子ビザの発給

申請内容に問題がない場合、審査期間は最低２週間です（土、日曜日、休館日を除く）。
審査結果は、発給を認める方のみ査証発給通知書“Visa Issuance Notice”（電子ビザ）が発給されます。
なお、必要書類を提出したから必ず電子ビザが発給されるというものではありません。

（注１） 書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。

（注２） 交付手続きは日本査証申請センターが定めた方式となります。

（注３） 手数料のお支払いは日本査証申請センターが定めた方式となります。手数料の額は、パスポートによって異なりますので、申請の際にお確かめください。

（注４） 電子ビザの有効期間は３か月です。有効期間の延長はできません。

（注５） 電子ビザ発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

４ 査証発給通知書“Visa Issuance Notice”（電子ビザ）の表示

日本へ渡航の際は、お持ちのモバイル端末（スマートフォン、タブレット、又は他の**インターネット接続可能**端末）に**インターネット接続した上で**、査証発給通知書“Visa Issuance Notice”を画面に表示する必要があります。出入国在留管理庁、空港または航空会社の職員が提示を求めることがありますので、必要に応じて“Visa Issuance Notice”を提示できるようにしてください。**PDF データ、スクリーンショット、プリントアウトでの提示は不可です。**

一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）のための提出基本書類一覧表
（家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方）

渡航目的：家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方が、雇用主（又は、成年の同居する家族）に随伴して短期間（９０日以内の滞在）日本に滞在し、観光、個人的使用人としての活動（介護、ベビーシッターなど）等を行うもの

提出書類	注	雇用主に同行する場合	雇用主は同行できないが、その同居する家族（未成年者を除く）に同行する場合
① オンライン申請（eVISA）申告書（書式あり）	#1	●	●
② カラー写真	#2	●	●
③ 雇用主による保証書（見本あり）	#3	●	●
④ 雇用契約書	#4	●	●
⑤ 雇用主のパスポート	#5	●	●
⑥ 雇用主の日本国短期滞在査証（ビザ）	#6	▲	
⑦ 雇用主の香港又はマカオのＩＤカード	#7	●	●
⑧ 同居する家族と雇用主との関係を示す資料	#8		●
⑨ 同居する家族のパスポート	#9		●
⑩ 同居する家族の日本国短期滞在査証（ビザ）	#10		▲
⑪ 同居する家族の香港又はマカオのＩＤカード	#11		●
⑫ 滞在予定表（書式あり）	#12	●	●
⑬ 航空便の予約確認書等	#13	▲	▲
⑭ 申請人のパスポート	#14	●	●
⑮ 申請人の有効な香港又はマカオの滞在許可	#15	●	●
⑯ 申請人の香港のＩＤカード又は マカオ外地雇員身分認別証	#16	●	●

● 提出必要

▲ 場合により提出必要

※ 必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承願います。

提出書類の注意事項

#1　オンライン申請（eVISA）申告書（書式あり）

（注１）記載事項欄は全て記入し、内容は真実かつ正確であることを記入してください。
（注２）申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの）。
（注３）電子署名は認められません。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#2　カラー写真

（注）　６か月以内に撮影したカラー写真（４５㎜×３５㎜、正面、無帽、無背景）を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#3　雇用主による保証書（見本あり）

（注１）同行者の身分事項、渡航期間、行き先、同伴理由及び滞在費に関する支弁を保証することを記入してください。
（注２）保証書は、雇用主の署名が必要です（雇用契約書の署名と同一のもの）。
（注３）電子署名は認められません。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#4　雇用契約書

（注１）全ページを提出してください。
（注２）香港で勤務している家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の場合は、
　①　有効な香港の滞在許可に記載している契約書番号と同一番号のものを提出してください。
　②　現住所と契約書に記載されている住所が異なる場合は、香港入境事務處発行の住所変更通知済証明書（「Notification of Change of Address」）を併せて提出してください。
（注３）雇用契約書に記載している雇用主の氏名が雇用主のパスポート上のものと異なる場合は、同一人物であることを示す公的な証明を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#5　雇用主のパスポート

（注）　身分事項ページを提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#6　雇用主の日本国短期滞在査証（ビザ）（場合により提出必要）

（注）　雇用主が日本への短期滞在査証（ビザ）を必要とする国籍の方の場合は、有効な日本への短期滞在査証（ビザ）を提出してください。なお、申請人（家事労働者）が雇用主より先に短期滞在電子ビザを申請することは認められません。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#7　雇用主の香港又はマカオのＩＤカード

（注１）香港又はマカオのＩＤカードを所持している場合は、香港又はマカオのＩＤカード（表裏）を提出してください。
（注２）マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）を所持している場合は、マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）（表裏）を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#8　同居する家族と雇用主との関係を示す資料

（注１）同居する家族が雇用主の配偶者である場合は、戸籍謄本（発行後３か月以内のものに限る）又は婚姻証明書を提出してください。
（注２）同居する家族が雇用主の親子である場合は、出生証明書を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#9　同居する家族のパスポート

（注）　身分事項ページを提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#10 同居する家族の日本国短期滞在査証（ビザ）（場合により提出必要）

（注）　同居する家族が日本への短期滞在査証（ビザ）を必要とする国籍の方の場合は、有効な日本への短期滞在査証（ビザ）を提出してください。なお、申請人（家事労働者）が同居する家族より先に短期滞在電子ビザを申請することは認められません。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#11 同居する家族の香港又はマカオのＩＤカード

（注１）香港又はマカオのＩＤカードを所持している場合は、香港又はマカオのＩＤカード（表裏）を提出してください。

（注２）マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）を所持している場合は、マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）（表裏）を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#12 滞在予定表（書式あり）

（注）　行動予定、出入国時に利用予定の便名（香港発着便（第三国経由を含む））や空港名、宿泊先の詳細（ホテルの場合は名称、所在地、電話番号）を可能な限り具体的に記入してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#13 航空便の予約確認書等（場合により提出必要）

（注１）沖縄県／宮城県／福島県／岩手県を訪問する方が、同県発着の航空便の予約確認書等を提出すると、査証手数料の免除が可能です。

（注２）（注１）の場合は、往復の航空券、航空券予約確認書又は領収印のあるツアー申込書を提出してください。

（注３）航空便の予約確認書等を提出したから必ず電子ビザが発給されるというものではありませんので、予めご了承願います。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#14 申請人のパスポート

（注１）身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページを提出してください。

（注２）パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#15 申請人の有効な香港又はマカオの滞在許可

（注１）旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページを提出してください。

（注２）香港又はマカオの滞在許可が通行証に基づいて発給された場合は、必ず有効な逗留許可（Ｄ）（「逗留（Ｄ）簽注」）が記載された通行証（表裏）を併せて提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】

#16 申請人の香港のＩＤカード又はマカオ外地雇員身分認別証

（注１）香港のＩＤカードを所持している場合は、香港のＩＤカード（表裏）を提出してください。

（注２）マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）を所持している場合は、マカオ外地雇員身分認別証（「外地僱員身份認別證」）（表裏）を提出してください。

【トップへ】【基本書類一覧表へ】